

東京事務所でご申請された方向けの案内です。

他事務所でご申請された方は各発給事務所へお問い合わせください。

各事務所の問い合わせ先は[こちら](#)

2026 年 8 月 3 日

日本商工会議所 東京事務所

記載事項に変更が生じた／証明書を亡失・滅失した場合の手続きについて
(東京事務所からの案内)

当事務所における手続きについて、以下のとおりご案内します。手順及び参照先マニュアルをよくご確認のうえ、お手続きくださるようお願い申し上げます。

※元となる(内容変更前の)証明書の手数料が既に確定している場合は、元となる証明書の受け取り前でも手数料の支払いが必要です。

なお、既にご案内のとおり、当事務所では窓口交付は現在実施しておりません。

1. 再発給マニュアル一覧表

利用協定	参照マニュアル
RCEP 日インド 日マレーシア 日アセアン(マレーシア向け) 日ベトナム 日アセアン(ベトナム向け) 日チリ 日オーストラリア 日モンゴル	【A】 の案内を参照ください
日インドネシア	【D】 の案内を参照ください
日タイ	●元となる証明書がPDFの場合 【F】 の案内を参照ください ●元となる証明書がe-COの場合 【D】 の案内を参照ください
日メキシコ 日ペルー	●元となる証明書が専用紙の場合 【E】 の案内を参照ください ●元となる証明書がPDFの場合 【A】 の案内を参照ください
その他の協定	●記載事項に <u>変更がない</u> 場合 【B】 の案内を参照ください ●記載事項に <u>変更がある</u> 場合 【C】 の案内を参照ください

2. マニュアル参照先

[【A】再発給の手続き\(元証明書がPDFの場合の再発給手続きについて\)](#)

[【B】再発給の手続き\(亡失・滅失による再発給手続きについて\)](#)

[【C】再発給の手続き\(記載事項変更による再発給手続きについて\)](#)

[【D】再発給の手続き\(元証明書がe-COの場合の再発給手続きについて\)](#)

[【E】再発給の手続き\(専用紙からPDFへの再発給手続きについて\)](#)

[【F】再発給の手続き\(PDFからe-COへの再発給手続きについて\)](#)

【本件問合先】日本商工会議所 東京事務所 TEL：03-6364-7771（平日9時30分～12時、13時～17時）